県 政 経 営 会 議 資 料
令和６年(2024 年)11 月５日
総 務 部 財 政 課

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

１　改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正等に伴い、新たな事務に係る手数料の追加等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

２　改正の概要

(1)　建築士法に基づく事務手数料のうち、一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料の額を改定することとします。（第２条関係）

○建築士事務所登録手数料について、国の技術的助言による手数料算定の考え方を踏まえ、手数料を改正するもの。

・建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料

一級建築士事務所	**15,000 円**	→	**23,000 円**
二級建築士事務所または木造建築士	**10,000 円**		

【影響額】2,326 千円

・一級建築士事務所　　8,000 円×177 件（R3～R5 平均）　＝ 1,416 千円

・二級建築士事務所等　13,000 円× 70 件（R3～R5 平均）　＝　 910 千円

(2)　建築基準法に基づく事務手数料について、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な一定の特定建築行為に係る建築物に関する確認の申請等に対する審査の手数料の追加等を行うこととします。(別表第 43 関係)

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の３年目施行による建築基準法の一部改正により、手数料区分の変更や構造計算を要しない区分における手数料の額の改定、建築物省エネ法にかかる審査手数料の設定を行うもの。

○地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴い、建築基準法において、建築物の高さの限度に係る特例の認定に係る手数料の追加を行うもの。

現行		改正後	
(1) 建築物に関する確認の申請または建築物の計画の通知に対する審査の手数料			
（追加）		ア イに掲げる場合以外の場合	
ア～ウ 床面積の合計が30㎡以内～200㎡以内	18,000円～41,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては14,000円～27,000円）	（ア）～（ウ） 床面積の合計が30㎡以内～200㎡以内	18,000円～41,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、17,000円～37,000円）
エ 床面積の合計が200㎡～500㎡以内のもの	52,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、34,000円）	（エ） 床面積の合計が200㎡～300㎡以内	46,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、40,000円）
		（オ） 床面積の合計が300㎡～500㎡以内	55,000円
（追加）		イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定による特定建築行為で、適合判定通知書の添付がない場合	
		アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の（ア）または（イ）に定める金額を加算した金額	
		（ア） 一戸建て住宅	16,000円～17,000円
		（イ） 共同住宅または長屋住宅	27,000円～558,000円
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する完了検査の申請または完了の通知に対する審査の手数料			
ア イに掲げる場合以外の場合			
（エ） 床面積の合計が200㎡～500㎡以内	45,000円	（エ） 床面積の合計が200㎡～300㎡以内	39,000円
		（オ） 床面積の合計が300㎡～500㎡以内	47,000円
イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第8項の規定に基づく建築基準法の確認済証の交付を受けた建築物である場合。		イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合。	
アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の（ア）から（ク）までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（ク）までに定める金額を加算した金額		アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の（ア）から（ウ）までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（ウ）までに定める金額を加算した金額	
（追加）		（ア） 申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
（ア）～（ク） 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	9,400円～282,000円	a～h 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	9,400円～282,000円
（追加）		（イ） 申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
		a 一戸建て住宅	4,700円
		b 共同住宅または長屋住宅	9,400円～297,000円
		（ウ） 申請または通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	
		住宅の用途以外の用途に供する部分について(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(イ)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額	
(3) 特定工程に係る建築物に関する法に基づく完了検査の申請または完了の通知に対する審査の手数料			
（エ） 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	41,000円	（エ） 床面積の合計が200㎡～300㎡以内	35,000円
		（オ） 床面積の合計が300㎡～500㎡以内	43,000円

現行		改正後	
(4) 中間検査の申請または通知に対する審査の手数料			
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	39,000円	エ 床面積の合計が200㎡～300㎡以内	35,000円
		オ 床面積の合計が300㎡～500㎡以内	41,000円
（追加）		(17) の２ 地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用される法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000円

【影響額】485 千円（令和５年度の実績件数により算出）

(3) 宅地建物取引業法に基づく事務手数料のうち、宅地建物取引業の免許の申請に対する審査の手数料等の額を改定することとします。（別表第 50 関係）

〇地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、宅地建物取引業の免許に係る申請をオンラインにより行う場合の審査の手数料の額を新たに設定するもの。

・申請・更新申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合 26,500 円（新設）

【影響額】△124 千円（新規・更新申請ともに総数の１割を見込む）
・新規申請 △6,500 円× 5 件＝ △33 千円
・更新申請 △6,500 円×14 件＝ △91 千円

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料について、既存の基準の併用による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料を追加することとします。（別表第 68 関係）

〇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の３年目施行による建築物省エネ法の一部改正にあわせて、都市の低炭素化の促進に関する法律にかかる住宅の評価方法の追加に伴う手数料の設定を行うもの。

(2)低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料		
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合		
（ウ） 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		
a 一戸建て住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(b) 床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上	36,000円～38,000円	8,700円
b 共同住宅または長屋住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	61,000円～1,338,000円	14,000円～301,000円

【影響額】0 千円

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料について、住宅の用途に供する建築物に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料および既存の基準の併用による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料の追加等を行うこととします。(別表第69関係)

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の３年目施行による建築物省エネ法の一部改正により、「建築物のエネルギー消費性能に係る認定」の項目の削除や、住宅等の建築物エネルギー消費性能適合性判定対象への追加および住宅の評価方法の追加に伴う手数料の設定を行うもの。

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料		
ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合		
(ア) (イ)および(ウ)に掲げるとき以外のとき		
a 一戸建て住宅 (a)～(b)床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上		44,000円 ～48,000円
b 共同住宅または長屋住宅		
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上		80,000円 ～1,815,000円
(イ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき		
a 一戸建て住宅 (a)～(b)床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上		23,000円 ～24,000円
b 共同住宅または長屋住宅		
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上		38,000円 ～857,000円
(ウ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき		
a 一戸建て住宅 (a)～(b)床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上		34,000円 ～36,000円
b 共同住宅または長屋住宅		
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上		59,000円 ～1,336,000円
エ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合		
住宅の用途以外の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について次に掲げる区分に応じて定める金額を加算した金額		
(ア) (イ)および(ウ)に掲げる場合以外の場合		
a 一戸建て住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(b) 床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上	44,000円 ～48,000円	6,600円
b 共同住宅または長屋住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	80,000円 ～1,815,000円	11,000円 ～299,000円
(イ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合		
a 一戸建て住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(b) 床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上	23,000円 ～24,000円	6,600円
b 共同住宅または長屋住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	38,000円 ～857,000円	11,000円 ～299,000円

（ウ） 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合		
a 一戸建て住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(b) 床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上	34,000円 ～36,000円	6,600円
b 共同住宅または長屋住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	59,000円 ～1,336,000円	11,000円 ～299,000円
(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料		
（ウ） 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		
a 一戸建て住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(b) 床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上	34,000円 ～36,000円	6,600円
b 共同住宅または長屋住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	59,000円 ～1,336,000円	11,000円 ～299,000円

【影響額】0 千円

(6) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料のうち、畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額を改定することとします。（別表第 71 関係）

〇建築基準法の一部改正により、同法に基づく建築物に関する確認の申請等に対する審査の手数料の区分の変更等を行うことに併せて、当該手数料を準用して設定している畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料についても、手数料区分の変更を行うもの。

<table>
<tr><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><td colspan="4">(2) 法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料</td></tr>
<tr><td colspan="4">イ 認定を受けようとする畜舎等に大規模畜舎等がある場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（エ） 床面積の合計が200㎡～500㎡以内のもの</td><td rowspan="2">58,000円</td><td>（エ） 床面積の合計が200㎡～300㎡以内</td><td>52,000円</td></tr>
<tr><td>（オ） 床面積の合計が300㎡～500㎡以内</td><td>61,000円</td></tr>
</table>

【影響額】なし（本県では畜舎建築利用計画の認定を受けて建築した 3,000 ㎡以上の大規模畜舎等がないため）

(7) その他

ア この条例は令和７年４月１日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
第１条　省略 （使用料および手数料の額） 第２条　省略 ２　前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。 (1)～(27)　省略 (28)　建築士法に基づく事務手数料 建築士法（昭和25年法律第202号）第４条第３項および第５項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料 １件につき　24,400円 建築士法第５条第１項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 １件につき　560円 建築士法第５条第２項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料 １件につき　5,900円 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 １件につき　18,500円	第１条　省略 （使用料および手数料の額） 第２条　省略 ２　前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。 (1)～(27)　省略 (28)　建築士法に基づく事務手数料 建築士法（昭和25年法律第202号）第４条第３項および第５項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料 １件につき　24,400円 建築士法第５条第１項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 １件につき　560円 建築士法第５条第２項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料 １件につき　5,900円 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 １件につき　18,500円

建築士法第23条の２の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料

一級建築士事務所

１件につき　15,000円

二級建築士事務所または木造建築士事務所

１件につき　10,000円

建築士法第23条の３第１項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料

１件につき　560円

(29)～(91)　省略

第３条～第９条　省略

付則　省略

別表第１～別表第42　省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第２項（法第87条第１項	

建築士法第23条の２の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料

１件につき　23,000円

建築士法第23条の３第１項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料

１件につき　560円

(29)～(91)　省略

第３条～第９条　省略

付則　省略

別表第１～別表第42　省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第２項（法第87条第１項	

において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア　床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、14,000円）
イ　床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、19,000円）
ウ　床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、27,000円）
エ　床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	52,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、34,000円）
オ　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	96,000円
カ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	150,000円
キ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
ク　床面積の合計が5,000平方メートルを超	300,000円

において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア　イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、17,000円）
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、26,000円）
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、37,000円）
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	46,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、40,000円）
(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	55,000円
(カ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	96,000円
(キ) 床面積の合計が1,000平方メートルを	150,000円

え10,000平方メートル以内のもの	
ケ　床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	470,000円
コ　床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	790,000円

超え2,000平方メートル以内のもの	
(ク) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
(ケ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	300,000円
(コ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	470,000円
(サ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	790,000円
イ　当該申請または通知（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第６項に規定する適合判定通知書またはその写しの提出がないものに限る。）に係る建築物の建築が、同法第11条第１項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号に掲げる特定建築行為に限る。）または同法第12条第２項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（同号に掲げる特定建築行為に限る。）である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)または(イ)に掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)または(イ)に定める金額を加算した金額 (ア) 一戸建て住宅 a　床面積の合計が200平方メートル未満のもの　16,000円

			b　床面積の合計が200平方メートル以上のもの　17,000円 (ｲ) 共同住宅または長屋住宅 a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの　27,000円 b　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの　40,000円 c　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの　62,000円 d　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メ

			ートル未満のもの 79,000円 e　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 f　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 293,000円 g　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの　558,000円
(2)　(3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア　イに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ウ)　省略 (エ)　床面積の合計が200平方メートルを超	45,000円	(2)　(3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア　イに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ウ)　省略 (エ)　床面積の合計が200平方メートルを超	39,000円

え500平方メートル以内のもの		え300平方メートル以内のもの	
（新設）		(ｵ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	47,000円
(ｵ)～(ｺ)　省略		(ｶ)～(ｻ)　省略	
イ　当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第８項（同法第25条第１項もしくは第35条第８項（同法第36条第２項において準用する場合を含む。）または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第９項もしくは第54条第８項の規定により適用される場合を含む。(3)の項イにおいて同じ。）の規定に基づく法第６条第１項もしくは第６条の２第１項または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第９項の規定に基づく法第18条第３項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ｱ)から(ｸ)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ｱ)から(ｸ)までに定める金額を加算した金額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの　9,400円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの　16,000円 (ｳ) 床面積の合計が1,000平方メートル以	イ　当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第２項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ｱ)から(ｳ)までに定める金額を加算した金額 (ｱ) 当該申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの　9,400円 b　床面積の合計

	上2,000平方メートル未満のもの　27,000円 (ｴ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの　81,000円 (ｵ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの　127,000円 (ｶ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの　161,000円 (ｷ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの　201,000円

	が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの　16,000円 ｃ　床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの　27,000円 ｄ　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの　81,000円 ｅ　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの　127,000円

	(ｸ) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの　282,000円		f　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの　161,000円 g　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの　201,000円 h　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの　282,000円 (ｲ) 当該申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 a　一戸建て住宅　4,700円 b　共同住宅または

				長屋住宅 (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの　9,400円 (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの　20,000円 (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの　45,000円 (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの　81,000円

			(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの　129,000円 (f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの　196,000円 (g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの　297,000円 (ｳ) 当該申請または通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合　住宅の用途以外の用途に供する部分について(ｱ)に掲

			げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(イ)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額
(3)　法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア　イに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ウ)　省略		(3)　法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア　イに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ウ)　省略	
(エ)　床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	41,000円	(エ)　床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	35,000円
（新設）		(オ)　床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000円
(オ)～(コ)　省略		(カ)～(サ)　省略	
イ　当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第８項の規定に基づく法第６条	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通	イ　当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項に規定する要確認特定建	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通

第１項もしくは第６条の２第１項または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第９項の規定に基づく法第18条第３項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	知に係る建築物の非住宅部分について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額	築行為または同法第12条第２項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合	知に係る建築物について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 法第７条の３第１項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査の手数料 ア～ウ　省略 エ　床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの （新設） オ～コ　省略	 39,000円	(4) 法第７条の３第１項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査の手数料 ア～ウ　省略 エ　床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの オ　床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの カ～サ　省略	 35,000円 41,000円
(5)～(17)　省略		(5)～(17)　省略	
（新設）		(17)の２　地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用される法第55条第４項第２号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000円
(18)～(50)　省略		(18)～(50)　省略	

注

注

１・２　省略

３　(2)の項イ（(3)の項イにおいて算定する場合を含む。）の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第２号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分（建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。）があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。

４　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が２以上ある場合における(2)の項イ（(3)の項イにおいて算定する場合を含む。）の規定の適用については、同項イ中「次の」とあるのは「当該申請または通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

５～８　省略

別表第43の２～別表第49　省略

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　宅地建物取引業法（以下この表において「法」という。）第３条第１項の規定に基づ	円 １件につき　33,000

１・２　省略

３　(2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積について算定する。

４　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が２以上ある場合における(1)の項イおよび(2)の項イ（(3)の項イにおいて算定する場合を含む。）の規定の適用については、(1)の項イおよび(2)の項イ中「次の」とあるのは「当該申請または通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

５～８　省略

別表第43の２～別表第49　省略

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　宅地建物取引業法（以下この表において「法」という。）第３条第１項の規定に基づ	33,000円（当該申請を情報通信技術を活用した行政

く宅地建物取引業の免許の申請に対する審査の手数料		く宅地建物取引業の免許の申請に対する審査の手数料	の推進等に関する法律第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円）
(2) 法第３条第３項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査の手数料	同　33,000	(2) 法第３条第３項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査の手数料	33,000円（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円）
(3) 法第16条第１項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の手数料	同　8,200	(3) 法第16条第１項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の手数料	8,200円
(4) 法第18条第１項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿への登録の手数料	同　37,000	(4) 法第18条第１項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿への登録の手数料	37,000円
(5) 法第19条の２の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査の手数料	同　8,000	(5) 法第19条の２の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査の手数料	8,000円
(6) 法第22条の２第１項または第５項の規定	同　4,500	(6) 法第22条の２第１項または第５項の規定	4,500円

に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査の手数料			に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査の手数料	
(7) 法第22条の３第１項の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査の手数料	同　4,500		(7) 法第22条の３第１項の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査の手数料	4,500円
(8) 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の13第１項の規定に基づく宅地建物取引士証の書換え交付の手数料	同　4,500		(8) 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の13第１項の規定に基づく宅地建物取引士証の書換え交付の手数料	4,500円
(9) 宅地建物取引業法施行規則第14条の15第１項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の手数料	同　4,500		(9) 宅地建物取引業法施行規則第14条の15第１項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の手数料	4,500円
(10) 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年法務省・建設省令第１号）第８条第１項の規定に基づく申出書の提出がなかつた旨の証明書の交付の手数料	同　560		(10) 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年法務省・建設省令第１号）第８条第１項の規定に基づく申出書の提出がなかつた旨の証明書の交付の手数料	560円
(11) 宅地建物取引業者営業保証金規則第８条第２項の規定に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の手数料	同　560		(11) 宅地建物取引業者営業保証金規則第８条第２項の規定に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の手数料	560円
(12) 宅地建物取引業者営業保証金規則第10条の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付の手数料	同　560		(12) 宅地建物取引業者営業保証金規則第10条の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付の手数料	560円
(13) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金	同　560		(13) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金	560円

規則（昭和48年法務省・建設省令第２号）第５条第１号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員が社員の地位を失つた旨の証明書の交付の手数料	
(14) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第５条第２号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書の交付の手数料	同　560

別表第51～別表第67　省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第10条第４項（法第11条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第９条第１項の認定の申請について法第10条第３項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第６条第１項の規定による建築物の確認または同法第18条第２項の規定

規則（昭和48年法務省・建設省令第２号）第５条第１号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員が社員の地位を失つた旨の証明書の交付の手数料	
(14) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第５条第２号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書の交付の手数料	560円

注　この表の金額の欄に掲げる金額は、１件についての金額とする。

別表第51～別表第67　省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第10条第４項（法第11条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第９条第１項の認定の申請について法第10条第３項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第６条第１項の規定による建築物の確認または同法第18条第２項の規定

	による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる金額		による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる金額
(2) 法第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第２項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア　省略 イ　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ｱ) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき ａ・ｂ　省略 (ｲ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき ａ・ｂ　省略 （新設）		(2) 法第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第２項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア　省略 イ　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ｱ) 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき ａ・ｂ　省略 (ｲ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき ａ・ｂ　省略 (ｳ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき ａ　一戸建て住宅 (a) 床面積の合計が200平方メートル	36,000円（評価書面の添

未満のもの	付がなされたものにあっては、8,700円）
（b）床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、8,700円）
b　共同住宅または長屋住宅	
（a）床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、14,000円）
（b）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	96,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、24,000円）
（c）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、49,000円）
（d）床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	229,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、85,000円）
（e）床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、134,000円）
（f）床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のも	745,000円（評価書面の添付がなされたものにあっ

ウ　省略	
(3)～(6)　省略	

注

1　省略

2　この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）の規定に基づき定められた基準をいう。

（新設）

（新設）

３～５　省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額

の (g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	ては、200,000円） 1,338,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円）
ウ　省略	
(3)～(6)　省略	

注

1　省略

2　この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この表において「基準省令」という。）第10条第２号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

3　この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第２号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準をいう。

4　この表において「誘導併用基準」とは、基準省令第10条第２号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

５～７　省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第１項または第13条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア　建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア)・(イ)　省略	
イ　省略	
（新設）	

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第11条第１項または第12条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア　イからエまでに掲げる場合以外の場合	
(ア)・(イ)　省略	
イ　省略	
ウ　建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア)　(イ)および(ウ)に掲げるとき以外のとき	
a　一戸建て住宅	
(a)　床面積の合計が200平方メートル未満のもの	44,000円
(b)　床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円
b　共同住宅または長屋住宅	
(a)　床面積の合計が300平方メートル	80,000円

		未満のもの	
		(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
		(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円
		(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円
		(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円
		(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円
		(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円
		(ｲ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき	
		a 一戸建て住宅	
		(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	23,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	24,000円
b　共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	857,000円
(ｳ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受	

		けようとするとき a　一戸建て住宅 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
		(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36,000円
		b　共同住宅または長屋住宅 (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,000円
		(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円
		(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円
		(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円
		(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円
		(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円

		(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円
		エ　建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について次に掲げる区分に応じて定める金額を加算した金額 (ア) (イ)および(ウ)に掲げる場合以外の場合 a　一戸建て住宅 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 44,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円） (b) 床面積の合計

			が200平方メートル以上のもの　48,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円） b　共同住宅または長屋住宅 (a)　床面積の合計が300平方メートル未満のもの　80,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円） (b)　床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの　126,000円（評価書面の添

			付がなされたものにあつては、22,000円） (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの　207,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円） (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの　293,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円） (e) 床面積の合計が10,000平方メ

ートル以上25,000平方メートル未満のもの　566,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）

（f）床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの　992,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）

（g）床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの　1,815,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、

			299,000円） (ｲ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合 ａ　一戸建て住宅 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの　23,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円） (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの　24,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円） ｂ　共同住宅または長屋住宅

			(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの　38,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円） (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの　62,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円） (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの　109,000円（評価書面の添付がなされたも

			のにあつては、47,000円） (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの　162,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円） (e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの　292,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円） (f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,00

			0平方メートル未満のもの　491,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円） (g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの　857,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円） (ｳ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合 a　一戸建て住宅 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

			34,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円） (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円） b　共同住宅または長屋住宅 (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円） (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方

			メートル未満のもの　94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円） (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの　158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円） (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの　227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、

			83,000円） (e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの　430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円） (f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの　743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円） (g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの　1,336,000円

			（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）
(2)　法第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第35条第２項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア　法第34条第３項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ｱ)・(ｲ)　省略 イ　申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ｱ)　性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき ａ・ｂ　省略 (ｲ)　仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき ａ・ｂ　省略		(2)　法第29条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第２項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア　法第29条第３項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ｱ)・(ｲ)　省略 イ　申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ｱ)　誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき ａ・ｂ　省略 (ｲ)　誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき ａ・ｂ　省略	

（新設）		(ｳ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
		a　一戸建て住宅	
		(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）
		(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）
		b　共同住宅または長屋住宅	
		(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
		(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）
		(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）
		(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）

		(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）
		(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）
		(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）
ウ　申請建築物または他の建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額	ウ　申請建築物または他の建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる区分に応じて定める金額を加算した金額
(3) 法第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第35条第２項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第35条第２項の規定による申	(3) 法第29条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第２項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第30条第２項の規定による申

	出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第６条第１項の規定による建築物の確認または同法第18条第２項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額		出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第６条第１項の規定による建築物の確認または同法第18条第２項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 法第36条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第２項において準用する法第35条第２項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第34条第２項第３号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円）	(4) 法第31条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第２項において準用する法第30条第２項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第29条第２項第３号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円）
(5) 法第36条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第２項において準用する法第35条第２項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第36条第２項において準用する法第35条第２項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築	(5) 法第31条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第２項において準用する法第30条第２項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第31条第２項において準用する法第30条第２項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築

	物について、建築基準法第６条第１項の規定による建築物の確認または同法第18条第２項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額		物について、建築基準法第６条第１項の規定による建築物の確認または同法第18条第２項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額
(6) 法第41条第１項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料 ア　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの b　床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	 235,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、12,000円） 290,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、18,000円）	（削除）	

c　床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）		
d　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）		
e　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）		
f　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）		
g　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円）		
h　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,077,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円）		
(ｲ) モデル建物法の評価によるもの			
a　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）		
b　床面積の合計が300平方メートル以	114,000円（評価書面の添		

上1,000平方メートル未満のもの	付がなされたものにあっては、18,000円）		
c　床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、29,000円）		
d　床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、81,000円）		
e　床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、127,000円）		
f　床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、160,000円）		
g　床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、199,000円）		
h　床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	557,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、277,000円）		
イ　認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合			
(ｱ) 性能基準に適合するものとして認定			

を受けようとするとき a　一戸建て住宅 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	42,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）		
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	46,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）		
b　共同住宅または長屋住宅 (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）		
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	122,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）		
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）		
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	284,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）		
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	550,000円（評価書面の添付がなされたものにあつ		

のもの	ては、128,000円）		
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	967,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円）		
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,769,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円）		
(ｲ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき			
a　一戸建て住宅			
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）		
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）		
b　共同住宅または長屋住宅			
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）		
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	60,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）		

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）		
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	157,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）		
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	285,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円）		
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	478,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円）		
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	836,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円）		
ウ　認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額		

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下この表において「省令」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(1)の項の規定により算定して得られる金額
(8) 省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額

注

１・２　省略

３　(1)の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積について算定する。

(1)　建築物の新築、増築または改築をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該建築物の非住宅部分の床面積（建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。次号および注８において同じ。）

(2)　省略

４　建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が工場等の用途に供するものである場合にあつては、当該建築物が第１号に掲げる建築物であるときはその全部が工場等の

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下この表において「省令」という。）第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(1)の項の規定により算定して得られる金額
(7) 省令第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額

注

１・２　省略

３　(1)の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積について算定する。

(1)　建築物の新築、増築または改築をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合にあつては、当該増築または改築をする部分の床面積。次号および注11において同じ。）

(2)　省略

４　この表において「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第１条第１項第２号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準（同号イただ

用途に供するものと、当該建築物が第２号に掲げる建築物であるときはその全部が工場等の用途以外の用途に供するものとみなして、(1)の項（(7)の項において算定する場合を含む。）の規定を適用する。 (1)　工場等の用途に供する部分以外の部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が建築物の非住宅部分の床面積の合計の５分の１未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物であつて、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるもの (2)　前号に掲げる建築物以外の建築物	し書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)に掲げる基準）をいう。
５　この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。	５　この表において「併用基準」とは、基準省令第１条第１項第２号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。
（新設）	６　この表において「誘導性能基準」とは、基準省令第10条第２号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準をいう。
（新設）	７　この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第２号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準をいう。
（新設）	８　この表において「誘導併用基準」とは、基準省令第10条第２号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。
６　省略	９　省略
７　(4)の項（(5)の項において算定する場合を含む。）および(8)の	10　(4)の項（(5)の項において算定する場合を含む。）および(7)の

項において(2)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

8　(7)の項において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

9　省略

別表第70　省略

別表第71

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　省略	
(2)　法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料 ア　省略 イ　認定を受けようとする畜舎等に大規模畜舎等がある場合 (ｱ)～(ｳ)　省略 (ｴ)　床面積の合計が200平方メートルを超	同　58,000

項において(2)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

11　(6)の項において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

12　省略

別表第70　省略

別表第71

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)　省略	
(2)　法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料 ア　省略 イ　認定を受けようとする畜舎等に大規模畜舎等がある場合 (ｱ)～(ｳ)　省略 (ｴ)　床面積の合計が200平方メートルを超	同　52,000

え500平方メートル以内のもの （新設） (ｵ)～(ｺ)　省略		え300平方メートル以内のもの (ｵ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (ｶ)～(ｻ)　省略	同　61,000
(3)～(7)　省略		(3)～(7)　省略	

注　省略

注　省略